

PEFC 国際規格

照会用原稿

プロジェクトにおける森林および森林外樹木産原材料の持続可能な
調達とトレーサビリティ - 要求事項 (PEFC プロジェクト調達規
格)



PEFC 評議会

1215 Geneva 15, Switzerland
Tel: +41 (0)22 799 45 40, Fax:
+41 (0)22 799 45 50
E-mail: info@pefc.org, Web:
www.pefc.org

著作権

© PEFC Council 202X

この規格は PEFC 評議会の著作権により保護されています。この文書は PEFC 評議会のウェブサイト (www.pefc.org) から無料で入手できます。また、請求に応じて入手可能です。

PEFC 評議会の許可なく、この規格のいかなる部分も、商業目的で、いかなる形式または手段によっても、変更、修正、複製、またはコピーすることはできません。

この文書の公式版は英語です。翻訳版は PEFC 評議会または PEFC 各国認証機関から入手できます。言語の解釈に疑問がある場合は、英語版を参照してください。

文書名：ED PEFC プロジェクトにおける森林および森林外樹木産原材料の持続可能な調達
とトレーサビリティ - 要求事項

文書番号： PEFC ST XXXX ED

承認：PEFC COC Working Group 承認日： 202X-XX-XX

発効日：202X-XX-XX

施行日：202X-XX-XX

目次

1.	適用範囲	6
2.	参照文書	8
3.	用語と定義	9
4.	マネージメントシステムに関する要求事項	15
4.1	一般的事項	15
4.2	文書化された手順	16
4.3	責任と権限	16
4.4	プロジェクトメンバー及び外部委託提供者	17
4.5	記録の保持	18
4.6	資源管理	19
4.7	検査と管理	20
4.8	苦情	21
4.9	不適合と是正措置	21
4.10	プロジェクト認証における社会的、健康、安全に関する要求事項	22
5.	原材料と設置コンポーネント	23
5.1	原材料の識別	23
5.2	原材料の分類	23
6.	原材料追跡の管理方法	25
6.1	一般	25
6.2	物理的分離方式	26
6.3	パーセンテージ方式	26
7.	PEFC 主張の宣言と PEFC 商標の使用	28
7.1	PEFC 認証製品の PEFC 主張の宣言	28
7.2	PEFC 商標使用	29
付属書 1 DDS の要求事項		33
付属書 2 (規範的) マルチサイト組織及び SME グループ組織によるプロジェクト調達認証規格の実施		35

序文

PEFC（森林認証承認プログラム）は、森林認証と森林由来製品のラベル表示を通じて持続可能な森林管理を推進する世界的組織である。

PEFC 認証を受けた持続可能な森林管理は、PEFC が承認した国別および地域別の森林認証制度を通じて行われ、これらの制度は、PEFC の森林管理認証基準に関する持続可能性ベンチマークに準拠していることが独立機関によって評価される。PEFC の持続可能性ベンチマークに関する詳細は、PEFC のウェブサイト（www.pefc.org）を参照。

PEFC の COC 認証は、森林管理認証規格における PEFC の持続可能性ベンチマークに基づいている。COC 認証は、PEFC 主張または PEFC ラベルが付いた製品に使用される森林および森林外樹木産原材料が、PEFC 認証を受けた持続可能な方法で管理された森林、リサイクル材、および／または PEFC 管理材から調達されたものであることを保証するためのものである。

PEFC プロジェクト調達認証は、建設、改修、建築、土木工事、設備、公共施設や民間施設、内装工事、芸術作品など、さまざまな種類のプロジェクトで使用される森林及び森林外樹木産原材料のトレーサビリティを確保するものである。この PEFC プロジェクト調達規格は、PEFC 認証の COC 規格をプロジェクトに適用することを基盤としている。

この規格は、PEFC GD 1003:2009 に規定されている技術文書の策定に関する PEFC の手順に従い、幅広い関係者を対象としたオープンで透明性のある協議および合意に基づくプロセスの下で策定された。

はじめに

この規格の目的は、プロジェクトで使用される、またはプロジェクトに貢献する森林および森林外樹木産原材料が、PEFC 認証の持続可能な方法で管理された森林、リサイクル材料、および PEFC 管理材から調達されているという正確で検証可能な情報に基づいて、組織が PEFC プロジェクト調達認証の主張および宣言を行えるようにすることである。

この規格の実践的な適用と認証により、組織は持続可能な森林管理と責任ある森林及び森林外樹木産原材料の調達へのコミットメントを示すことができる。プロジェクトレベルで堅牢な COC 管理を実施することで、組織は PEFC プロジェクト調達認証の主張と宣言を用いて、グリーンビルディング認証制度、建設関連規格、官民調達要件、あるいは法令遵守に貢献することができる。また、この規格に基づく認証は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）への組織の貢献を実証するための検証可能な枠組みも提供する。

森林および森林外樹木産原材料の原産地を伝える目的は、持続可能な方法で管理された森林を原産とする製品の需要と供給を促進し、それにより世界の森林管理を市場主導により継続的に改善する可能性を高めることにある。

1. 適用範囲

この文書は、PEFC ST 2002:2020「森林および森林外樹木産産品の COC に関する要求事項」に基づいて策定された独立した規格である。

本文書は、組織がプロジェクト調達認証を確立するために、プロジェクトの様々な段階において、森林及び森林外樹木産原材料の効果的な計画、管理、検証、追跡を確保するプロセスを実施するための要求事項を定めている。

この規格では、持続可能な方法で管理された森林及び森林外樹木、PEFC 管理材、および/またはリサイクル源からの原材料の起源に関して組織が PEFC 主張を行える条件も規定している。

さらに、本規格には健康、安全、労働条件に関する要件も含まれており、プロジェクトに関連するすべての森林及び森林外樹木産原材料について、法令遵守と問題のある出处からの原材料を回避する重要性を認識している。組織は、PEFC 認証材、PEFC 管理材、または非認証の森林及び森林外樹木産原材料を調達することができる。非認証材を使用する場合は、本規格の付属書 1 に基づき、問題のある出处からの供給のリスクを最小限に抑えるためのデューデリジェンスを実施する必要がある。

組織は、欧州連合森林減少規制 (EUDR) への準拠を支援するための PEFCST 2002-1、*PEFC EUDR DDS* の実施のための要求事項 (PEFC EUDR DDS) に規定されている PEFC EUDR 準拠の DDS の実施も選択することができる。

この規格により、組織は単一プロジェクト（単一プロジェクト調達認証）またはマルチプロジェクト（複数のプロジェクト調達認証）の認証書を取得できる。また、認証は個別の組織（個別認証）、共通の連結を持つ複数の組織（マルチサイト認証）、または複数の中小企業を代表する組織（SME グループ認証）が取得できる。

PEFC プロジェクト調達認証は、PEFC 評議会が定める要件に基づく第三者適合性評価を目的として実施される。適合性評価は製品認証とみなされ、ISO/IEC 17065 に準拠しなければならない。

本規格全体を通して、「shall」という用語は、必須規定を示すために使用される。

「should」という用語は、必須ではないものの、適用および実施が期待される規定を示すために使用される。本規格全体を通して使用される「may（してもよい）」という用語は、本規格によって表明される許可を示し、「can（できる）」という用語は、本規格の

利用者の能力または利用者に開かれている可能性を指す。詳細は、ISO/IEC 専門業務用指針第 2 部に記載されている。

2. 参照文書

以下の参照文書は、本規格の適用に不可欠である。日付付きおよび日付なしの参照文書については、その最新版（修正を含む）が適用される。

PEFC ST 2002, 森林及び森林外樹木産品のCOC- 要求事項 (www.pefc.org 参照)

PEFC ST 2003, *PEFC-COC* 認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項 (www.pefc.org 参照)

PEFC ST 200X, *PEFC* 国際プロジェクト調達認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項

PEFC ST 1003, 持続可能な森林管理- 要求事項 (www.pefc.org 参照)

PEFC ST 1002, グループ森林管理認証-要求事項 (www.pefc.org 参照)

PEFC ST 2001, *PEFC* 商標規則-要求事項 (以下 *PEFC* 商標規則), (www.pefc.org 参照)

PEFC ST 2001-1, *PEFC EUDR* デュー・デリジェンス・システム 実施のための要求事項 (*PEFC EUDR DDS*)

PEFC 製品カテゴリー

ISO/IEC 17000, 適合性評価 – 語彙と一般原則

ISO/IEC 17021-1, 適合性評価 – マネージメントシステムの監査および認証を提供する機関に対する要求事項 – パート 1: 要求事項

ISO/IEC 17065, 適合性評価-製品、プロセス、およびサービスを認証する機関に対する要求事項

ISO/IEC 17067, 適合性評価- 製品認証の基礎と製品認証スキームのガイドライン

ISO 19011, マネージメントシステムの審査に関するガイドライン

3. 用語と定義

この規格の目的上、PEFC ST 2002:2020、ISO/IEC ガイド 2、および ISO 9000 に記載されている関連定義に加えて、以下の定義が適用される。

3.1 申請プロジェクト

申請プロジェクトとは、PEFC プロジェクト調達認証の対象となるプロジェクトのうち、まだ完了していないプロジェクトを指す。申請プロジェクトは、まだ開始されていない、または進行中である場合もある。

3.2 管理方法

認証原材料、管理材、および非認証原材料が、認証要求事項に従って適切に識別、分離、管理されていることを確認するために組織が用いる特定のアプローチを指す。

管理方法は、プロジェクトの構造と複雑さに応じて、コンポーネントレベルとプロジェクトレベルの両方で適用できる。

注：プロジェクト調達管理方法は、PEFC ST 2002 COC 規格に定義されている物理的分離方法およびパーセンテージ方式に準拠している。これらの方式は、原材料の混入を防ぎ、明確なトレーサビリティを確保することで、PEFC 認証の信頼性を担保している。PEFC ST 2002 に規定されているボリュームクレジット方式は、プロジェクト認証には適用されない。

3.3 完了プロジェクト

プロジェクトは、プロジェクト認証の定められた認証範囲に含まれる森林及び森林外樹木産原材料が追加、交換、または変更されなくなった時点で完了とみなされる。

注 1：本規格の目的において、欠陥のある部品を交換または変更可能な、不具合／瑕疵担保期間については、特に明記されていない限り、プロジェクトの範囲外とし、そのような完成後における作業の有無にかかわらず、プロジェクトは完了とみなされる。

注 2：「完了」とは、定められたプロジェクト調達認証範囲が完了し、すべての認証が検証され、および文書化された時点を示す。必ずしも建設プロジェクト全体の完了を意味するものではない。

3.4 森林及び森林外樹木産原材料

森林由来の、あるいは PEFC 評議会によって PEFC 認証に適合と認められたその他の資源由来の原材料（森林外樹木など）。これらには、リサイクル材、一般に非木質林産物と呼ばれるおよびコルクなどの木質および非木質の原材料が含まれる。

3.5 設置コンポーネント

製造または組み立てられ、プロジェクトに組み込まれた原材料。設置されたコンポーネントの PEFC 認証取得は、プロジェクトで定められた管理方法に従い、認証原材料の含有率に基づいて決定され、トレーサビリティと認証の要求事項への適合が確保される。

注：組み込み建具は、文書化されたプロジェクト範囲に含まれていて、組織またはプロジェクトメンバーの管理下で納入および組み立てられた場合、設置コンポーネントとみなされる。

3.6 マイナーコンポーネント

プロジェクトのコンポーネントのうち、微小で機能的に重要でない部分を構成するコンポーネントであり、原材料的にはプロジェクト全体の認証あるいは管理材の内容に重大な影響を与えないもの。

注：マイナーコンポーネントは、通常、固定や仕上げに使用される。たとえば、小さなトリム、プラグ、ダボなど、重量または体積でコンポーネントの非常に小さな割合を占める部分である。

3.7 マルチプロジェクト調達認証

組織が単一の認証マネジメントシステムの下で複数のプロジェクトを同時に、または異なる時期に管理できるようにする継続的な認証プロセス。この認証プロセスでは、個々のプロジェクトが本規格の要求事項に準拠していることを保証する、中央集中型のプロジェクト調達認証マネジメントシステムの導入が求められる。

3.8 組織

プロジェクト調達認証プロセスの監督および管理を担当し、本規格への適合を確保する主要な申請者または企業体。組織はプロジェクト認証所有者であり、審査を実施しプロジェクト認証を発行する独立した第三者認証機関と関係を結ぶ。

組織は、認証範囲内で定義されるプロジェクトで使用される森林及び森林外樹木産原材料の調達および管理を統制し、または実体的な影響力を行使する。

注 1：組織としては、デベロッパー、プロジェクトマネージャー、元請者、個人、または本規格への適合を確保する権限を持つその他の企業体など、様々な形態をとることが可能。この用語は、以前は PEFC GD 2001:2014 の附属書 1 で「管理主体」と呼ばれていた。

注 2：複数拠点を持つ組織および SME グループの場合（附属書 2 の定義を参照）、中央本部が組織とみなされる。

3.9 外部委託提供者

組織又はプロジェクトメンバーが、プロジェクト調達認証の認証範囲において、PEFC プロジェクトに関連する特定の活動またはサービスを実施するために雇用する外部主体。外部委託実施者には、下請け業者、オフサイトの製造業者、または専門業者が含まれ得る。外部委託実施者は、森林及び森林外樹木産原材料の調達について法的または契約上の責任を負わないが、組織またはプロジェクトメンバーの監督または管理下で、それらの原材料を取り扱い、加工、または設置することが可能。

注 1：外部委託実施者は、認証原材料を調達せず、認証主張に対する主要な責任を負わないという点で、プロジェクトメンバーとは異なる。

3.10 PEFC 主張

プロジェクトまたは設置コンポーネントに使用される原材料/製品、PEFC 認証原材料または PEFC 管理材の割合に関する組織の宣言。販売および配送文書に記載され、具体的には「x% PEFC 認証」および「PEFC 管理材」という主張が示される。

注 1: PEFC 主張は、PEFC ST 2002 で定義されている PEFC の COC 主張と、PEFC プロジェクトの調達に使用される PEFC 主張の両方をいう。

注 2：PEFC 管理材と混合されていない PEFC 認証材を強調するため、物理的分離方式を実施する組織は、PEFC が承認した森林管理基準に基づいて発行された PEFC 承認認証書の対象となる森林所有者／管理者である供給者から納入された PEFC 認証材について、「100% PEFC 認証」ではなく「100% PEFC 由来」という文言を使用することができる。PEFC が承認した森林管理規格に基づき発行された PEFC 承認認証書、または PEFC が承認した他のシステムに基づく認証書、および既に「100% PEFC 由来」という表示で納入された PEFC 認証材についても、「100% PEFC 認証」ではなく「100% PEFC 由来」という文言を使用することができる。このような「100% PEFC 由来」という表示のある原材料を受領した場合、パーセンテージ方式またはクレジット方式を実施する組織は、これを PEFC の「100% PEFC 認証」という表示とみなすことができる。

注 3：PEFC が承認した略語と PEFC 主張の翻訳のリストは、PEFC ウェブサイト参照。

注 4：これらの主張に加えて、PEFC EUDR DDS を実施する組織は、欧州連合における EUDR の法的遵守をサポートするツールとして PEFC-EUDR 主張を使用することも可能。

3.11 加工

プロジェクト認証に基づいて調達された森林及び森林外樹木産の原材料を、プロジェクトで使用するために切断、成形、組立、処理、仕上げ、またはその他の方法で原材料の形状または特性を変更することを含む、設置コンポーネントとなるように加工する活動。加工は調達後に行われる。

注 1：認証原材料と管理材のトレーサビリティと分別管理が、適用される管理方法に従っている限り、加工はプロジェクトサイトまたはプロジェクトサイト外で行うことができる。

注 2：PEFC 認証を取得していないプロジェクトメンバーまたは外部委託サービス提供者がプロジェクトサイト外で加工を行う場合、トレーサビリティと要求事項への適合性を確保するために、外部審査中に現地でプロジェクトサイト外での活動を確認する必要がある場合がある。

3.12 プロジェクト

プロジェクトとは、定められた範囲内で森林及び森林外樹木産原材料を使用する建設、改修、建築、土木工事、施設、アメニティ、内装、または芸術作品を指す。プロジェクトは、明確な物理的境界、特定の地理的位置または調整された複数の場所、特定の成果物、および使用される原材料と設置コンポーネントの範囲によって定義される。

プロジェクトは、単一の構造、構造の一部、または複数の関連する構造で構成される場合があり、単一の組織によって実行される作業、またはプロジェクトメンバーと呼ばれる下請け企業を通じて実行される作業が含まれる場合がある。

注：プロジェクトの例：

- a) スタジアム、住宅、オフィスビルなどの新築建築物プロジェクト。
- b) 歴史的建造物のファサードの修復、屋根のオーバーレイ、船舶の改修、鉄道橋の補強などの改修・改築プロジェクト。
- c) 建物の屋根システム、内壁パッケージ、プレハブブース、キオスク、屋台などの建造物の特定部分。
- d) 独立型彫刻などの設置型アート作品およびインスタ。
- e) 複合施設など、単一敷地内の関連建造物の複合体。
- f) 遊び場、公園、遊歩道、ピクニック・レクリエーション施設などの屋外インフラおよび公共施設。
- g) 木製橋、遊歩道、交通シェルターなどの土木・都市構造物。
- h) 作り付けの木工製品（例。公共建築物用に購入された座席、受付カウンター、ベンチなど）

3.13 プロジェクトメンバー

組織以外の主体で、森林及び森林外樹木産原材料の調達、加工、および／または設置について契約上または法的責任を負うもの。プロジェクトメンバーは、PEFC の COC 認証を取得するか、取得していない場合は、本規格に従ってプロジェクト調達認証システムの管理下で事業を行わなければならない。

注 1：PEFC 認証を取得していないプロジェクトメンバーは、組織のマネージメントシステム、および責任、トレーサビリティ管理、審査アクセスを規定した署名済みの書面による契約の下で事業を行う。

注 2：マルチサイト認証および SME グループ認証の場合、組織は認証保有者と、認証書に記載されているサイトまたは参加者によって構成される。プロジェクトメンバーは認証を共同保有しないため、サイトおよび参加者はプロジェクトメンバーとは異なる。PEFC プロジェクト調達認証は、マルチ

サイト組織が保有し、その適用範囲に複数のプロジェクトが含まれる場合がある。各プロジェクトには異なるプロジェクトメンバーが所属する。

3.14 プロジェクト調達認証の範囲（プロジェクトの範囲）

組織がプロジェクト調達認証管理システム内で設定および管理する、プロジェクトの認証のための文書で明示された対象範囲（PEFC プロジェクト調達認証の対象となるプロジェクトの設置コンポーネント）。

注：規格の目的におけるプロジェクト範囲は、契約書、図面、または仕様書に記載されている商業用工事の範囲と必ずしも一致する必要はありません。例えば、商業用プロジェクトには、森林及び森林外樹木産原材料を使用しないため、本規格のプロジェクト範囲外となる土木工事、造園工事、機械・電気設備工事が含まれる場合がある。商業用プロジェクト全体の範囲がより多くの要素をカバーしている場合でも、本規格におけるプロジェクト範囲は、森林及び森林外樹木産原材料を使用するプロジェクトの特定の設置コンポーネントのみに焦点を当てることができる。例えば、建設工事では大断面構造材や木製フローリングが使用される場合があるが、PEFC プロジェクトの範囲は大断面構造材に限定することも可能。

3.15 プロジェクト調達マネジメントシステム（マネジメントシステム）

効果的な計画、監視、継続的な改善を通じて、プロジェクトが PEFC プロジェクト調達認証の要求事項を満たすことを保証する組織的枠組み（方針、手順、および資源を含む）。

3.16 リサイクル原材料

以下の森林及び森林外樹木産原材料である。

- (a) 製造プロセスの中で廃棄物から再生したもの。但し、加工直し、研磨直し、又はプロセスの中で発生する破片等の再使用で、それが発生したものと同一のプロセスに再利用することができるものは除外される。また、製材副産物（おが屑、木片、木の皮など）や林地残材（木の皮、枝、根など）も除外される。これらは、いずれも「廃棄物」とは見做さない。
- (b) 製品の最終ユーザーの段階で家庭又は商業、工業、研究施設などから発生したもので、それ以上当初の目的に使用することができないもの。これには、流通チェーンから返品された原材料も含まれる。

注 1：前項「(a)の文中「それが発生したものと同一のプロセスで再利用することができる」とは、一つのプロセスから発生する原材料が同一のサイトの同一プロセスに連続的に投入されるものを意味する。例としては、パネルボードの生産でプレスによって生成される残留物で連続的に同一のプレスラインに再投入されるものがある。これはリサイクル原材料とは見做さない。

注 2：この定義は ISO14021 の定義を根拠とする。

注3：PEFCGD 2001 に示されるリサイクル原材料の様々な例

3.17 単一プロジェクト認証

単一プロジェクト調達認証は、特定の個別プロジェクトを管理する組織向けの 1 回限りの認証プロセスである。この認証は、プロジェクトの完了をもって終了する。

3.18 根拠のある懸念

PEFC プロジェクト調達規格の要求事項への重大な不適合、および／または PEFC の評判リスクを示唆する、証拠または証拠によって裏付けられた情報または苦情。

注：根拠のある懸念とは、第三者の懸念だけでなく、組織自身の懸念も含まれる場合がある。。

3.19 供給者

供給者とは、プロジェクト範囲に含まれる森林及び森林外樹木産原材料を、組織またはプロジェクトメンバーを通じて供給する主体。サプライヤーの関与は通常、資材の提供に限定され、設置やその他の建設活動に関するプロジェクト現場での責任は負わない。PEFC 認証原材料または PEFC 管理材を提供するには、供給者は有効な PEFC COC 認証を保有し、関連するすべての PEFC COC 要求事項を遵守しなければならない。

例：CLT を製造し、それをプロジェクトメンバーに供給する製材工場は供給者とみなされる。プロジェクトメンバーはその後、CLT の法的所有権を取得し、受領してプロジェクト現場に設置する。製材工場の役割は、CLT の納入をもって終了する。

注：ある主体が供給者とプロジェクトメンバーの両方の役割を果たす場合もある。例えば、ある企業が加工木材を供給するとともにプロジェクト現場での設置についても契約上の責任を負う場合がある。このような場合、当該企業の活動は、現場関連のすべての作業に関してプロジェクトメンバーに適用される要求事項、および該当する場合は、プロジェクト現場への資材供給に関して認証保有供給者に適用される要求事項に準拠しなければならない。

3.20 一時的コンポーネント

足場、型枠、仮設支柱、保護カバー、その他の補助構造物などのためプロジェクトの建設段階で非恒久的に使用される森林及び森林外樹木産の部材。これらの部材は通常、建設完了後に撤去され、最終的なプロジェクトの一部にはならない。

4. マネージメントシステム要求事項

4.1 一般要求事項

4.1.1 組織は、PEFC プロジェクト調達認証プロセスの適切な実施と維持を確保するため、本規格の要求事項に従ってプロジェクト調達認証マネージメントシステムを運用しなければならない。マネージメントシステムは、対象となるプロジェクトの種類、規模、および複雑性に対し適切なものでなければならず、プロジェクト調達認証の適用範囲内にあるすべてのプロジェクトメンバー及び外部委託提供者の業務を網羅しなければならない。

4.1.2 マルチプロジェクト認証の場合、マネージメントシステムはすべてのプロジェクトをカバーしなければならない。

4.1.3 組織はプロジェクトの認証範囲を決定し、文書化しなければならない。プロジェクトの認証範囲には、以下の内容を含めなければならない。

- a) プロジェクトの名称および概要を含むプロジェクトの詳細
- b) 原材料の加工および設置が行われるプロジェクトサイトまたは物理的な場所
- c) 認証の対象となる設置コンポーネント

注: 設置コンポーネントは PEFC 製品カテゴリーに基づき定義される

- d) プロジェクトの期間
- e) プロジェクトメンバー、その役割と責任、および PEFC 認証ステータス（該当する場合）

4.1.4 マルチプロジェクト認証を受けている組織の場合、4.1.3 項に規定されている情報は、プロジェクトの範囲に含まれるプロジェクト毎に定義されなければならない。

4.1.5 組織は、以下の場合に家具をプロジェクトの認証範囲の一部、またはプロジェクトの認証範囲とみなすことができる。

- a) 建設工事または設備工事の一環として現場に設置されるもの（固定座席、受付カウンターなど）
- b) 組織またはプロジェクトメンバーの管理下で納品および組み立てられ、文書化されたプロジェクトの認証範囲に含まれる場合

4.1.6 マルチプロジェクト認証においては、プロジェクトの詳細、プロジェクトの所在地、原材料、納期はプロジェクトごとに異なる。組織は、これらをプロジェクト調達認証の対象となるプロジェクトリストに文書化し、維持管理しなければならない。これにより、各プロジェクトが明確に識別され、個別に審査可能であることが保証される。

4.1.7 組織は、プロジェクト調達認証の認証範囲内にある各プロジェクトについて、プロジェクトメンバーのリストを保持しなければならない。このリストには、少なくとも以下の情報を含めなければならない。

- a) 正式名称および連絡先
- b) PEFC 認証ステータス
- c) 責任を負う具体的な活動

4.1.8 マルチプロジェクトの認証を受けている組織は、プロジェクトの完了前に認証機関による現地調査を少なくとも 1 回実施できる状況にある限り、建設段階のどの時点においてもプロジェクトをマネジメントシステムの適用範囲に含めることができる。組織は、プロジェクト開始時から遡って、森林及び森林外樹木産原材料に関するすべての記録が、認証機関による審査プロセス中の評価のために提出できるようにしなければならない。

4.2 文書化された手順

4.2.1 組織は、PEFC プロジェクト調達認証マネジメントシステムに関する文書化された手順を確立しなければならない。

4.2.2 文書化された手順には、少なくとも以下の要素が含まれていなければならない。

- a) プロジェクトメンバーを含む、プロジェクトに関連する責任と権限。
- b) 調達、加工、設置を含む、原材料に関連するプロジェクトプロセスの説明。
- c) 本規格のすべての要求事項を網羅するプロジェクト調達認証プロセスの手順

4.2.3 マルチプロジェクト認証の場合、文書化された手順では、マネジメントシステムの下ですべてのプロジェクトにプロセスを適用する方法と、個別の審査を可能にするためにプロジェクト毎にプロジェクト毎の詳細（場所、材料、納期、プロジェクトメンバーなど）を記録する方法を定義しなければならない。

4.3 責任と権限

4.3.1 一般的責任

4.3.1.1 組織は、本規格に従ってプロジェクト調達認証の要求事項を実施および維持するためのコミットメントを定義し、文書化しなければならない。このコミットメントは、組織のプロジェクト調達認証マネジメントシステムに統合され、認証の適用範囲に含まれるプロジェクトまたはプロジェクトに関与する関係者、プロジェクトメンバー、およびその他の利害関係者に伝達されなければならない。

4.3.1.2 組織の経営陣は、他の責任に関わらず、組織のプロジェクト認証に関する総括的な責任と権限を有する者を任命しなければならない。この者は、認証の適用範囲に含まれる各プロジェクトの期間中、プロジェクト調達認証マネジメントシステムの導入、維持、および検証を監督しなければならない。

4.3.1.3 任命される人物は、この役割を果たす権限、能力、および対応力があれば、社内スタッフまたは外部の団体でも構わない。

4.3.1.4 組織は、PEFC プロジェクト調達認証の実施および維持に関連する活動を実施する人員を特定し、手順 4.2.1 c)の実施に関する人員の責任と権限を確立しなければならない。これには、組織のスタッフとプロジェクトメンバーが含まれる。

注: プロジェクト 調達認証の責任と権限は、組織内の複数の役割にわたって累積的に割り当てられる。

4.4 プロジェクトメンバー及び外部委託提供者

4.4.1 組織は、原材料およびコンポーネントの調達、処理、または設置に関連する活動を実行するすべてのプロジェクトメンバーを監視し、監督しなければならない。

4.4.2 組織は、プロジェクトメンバーが組織の PEFC プロジェクト調達認証マネジメントシステムの下での責任を認識し、同意することを確認しなければならない。

4.4.3 組織は、プロジェクトメンバーがこの規格の要求事項への準拠を保証する有効な手順を実施していることを確認しなければならない。

4.4.4 組織とプロジェクトメンバーとの契約には、役割と責任の承認、調達要求事項の遵守のコミットメント、デューデリジェンスの手順、および組織のプロジェクトマネジメントシステムのその他この規格に規定されている適用可能な要素が含まれなければならない。

注: 外部委託契約の様式は、PEFC 評議会および PEFC 国別管理団体から入手できる

4.4.5 この合意には、役割と責任の承認、調達に関する要求事項の遵守のコミットメント、デューデリジェンス手順および規格と組織のマネージメントシステムのその他の適用可能な要素が含まれなければならない。

4.4.6 組織は、本要求事項への適合の証拠として、署名済みの契約書、責任に関する文書、およびコミュニケーションの記録を保管しなければならない。これらは、内部監査および外部審査の際に開示されなければならない。

4.4.7 組織は、プロジェクトメンバー有効な PEFC COC 認証を保有している場合、当該認証の対象となる活動および原材料の適合の証拠として、プロジェクトメンバーの認証に依拠することができる。組織は、認証の有効性、適用範囲、および契約活動への関連性を検証し、その検証記録を保持しなければならない。

注 1：認証を受けていないプロジェクトメンバーについては、組織が適用されるすべての要求事項が満たされていることを証明する全責任を負う。

注 2：プロジェクトメンバーの PEFC COC 認証がプロジェクト調達認証の目的に関連するかどうかは、認証書に含まれる活動の範囲によって異なる。プロジェクトメンバーの認証書で明示的にカバーされている製品と活動のみが認められる。認証書の範囲にプロジェクトで実施される活動が含まれていない場合、メンバーは、それらの作業について認証を受けていないとみなされる。

4.4.8 組織またはプロジェクトメンバーは、森林および森林外樹木産原材料の法的所有権と追跡可能性が組織またはプロジェクトメンバーによる委託活動全体を通じて維持されることを条件として、PEFC プロジェクト調達認証書でカバーされる活動を外部のサービス 提供者 (外部委託サービス 提供者) に委託することができる。

4.4.9 プロジェクトメンバーが、外部委託活動をカバーする有効な PEFC COC 認証書を保有している場合、プロジェクトメンバーは PEFC-COC 規格の外部委託要求事項に従わなければならない。

4.4.10 組織は、プロジェクト調達認証の適用範囲において、外部委託された活動について、以下の事項を確保する書面による契約を外部委託先サービス提供者と締結しなければならない。

- a) プロジェクト調達認証の対象となる森林及び森林外樹木産原材料が、外部委託された加工、保管、または取り扱いの際に、他の材料または製品から物理的に隔離されていること
- b) 組織またはプロジェクトメンバーは、内部監査および認証機関が実施する外部審査のために、外部委託先サービス提供者のサイトにアクセスする権利を保持していること
- c) 外部委託された活動は、監視およびレビューの証拠とともに、組織のマネージメントシステムに組み込まれていること

4.5 記録の保持

4.5.1 本規格の要求事項への適合を証明するため、組織は、プロジェクト調達認証の範囲に関連する少なくとも以下の記録を作成し、維持しなければならない。

- a) PEFC 認証を主張する原材料を提供するすべての供給者の記録 (供給者の PEFC 認証ス

ステータスの証拠を含む）。

- b) 該当する場合、PEFC 認証プロジェクトメンバーの PEFC COC 認証ステータスの検証記録、ならびにその明確な役割と責任。
- c) 資材および部品の調達、加工、または設置に関与する PEFC 認証を受けていないプロジェクトメンバーとの締結済み契約書、ならびにその明確な役割と責任。
- d) トレーサビリティが維持され、PEFC 認証原材料が他の原材料と混在していないこと保証するため、資材および部品のサイト外での加工に関与する外部委託サービス提供者との締結済み契約書の記録。
- e) PEFC 認証の主張および関連する納入書類を含む、すべての原材料の記録。
- f) 設置された各コンポーネントまたはプロジェクト全体（該当する場合）における全体的な認証含有量の決定に関する記録。
- g) デューデリジェンス・システムの記録（リスク評価および管理対象源に関連する重大なリスクの管理を含む）。
- h) 内部監査、マルチプロジェクト認証のための定期的なマネジメントシステムレビュー、不適合、および実施された是正措置の記録。
- i) 苦情とその解決に関する記録。
- j) 規格の実施に関与するすべての要員に対し、その実施能力を確保するために提供されるトレーニング

4.5.2 組織は、プロジェクトの主張を裏付けるために、認証率の計算、調達記録、管理材の検証、およびリサイクル原材料が PEFC のリサイクル原材料の定義に準拠していることを含む文書化された証拠を保持しなければならない。

4.5.3 組織は、関連するプロジェクトの完了後、少なくとも 5 年間、すべての記録を保持しなければならない。

4.6 資源管理

4.6.1 人的資源/要員

4.6.1.1 組織は、PEFC プロジェクト調達認証マネジメントシステムの導入と維持に影響を与える活動を実行する社内スタッフ、プロジェクトメンバー、外部委託サービス提供者を含むすべての要員が、割り当てられた責任に関連する適切なトレーニング、教育、スキル、経験に基づいて有能であることを保証しなければならない。

4.6.1.2 組織は、この規格の要求事項への適合に影響を与える可能性のある作業に従事するすべての要員が、プロジェクト内での役割と責任に関連する認証の要求事項を理解するためのトレーニングを受けていることを確認しなければならない。

4.6.2 技術設備

4.6.2.1 組織は、認証の範囲に含まれる各プロジェクトについて、本規格の適用可能なすべての要求事項への適合を確保するために必要な施設および技術設備を特定し、提供し、維持しなければならない。

4.7 検査と管理

4.7.1 組織は、プロジェクトの範囲に含まれるすべてのプロジェクトが内部監査プログラムの対象とされることを確実にしなければならない。この内部監査プログラムには、「初期」内部監査と「年次」内部監査が含まれる。さらに、マルチプロジェクト認証の場合は、「最終」内部監査も実施しなければならない。

注 1：この規格の目的上、「年次」とは 12 ヶ月に 1 回の頻度を指し、±3 ヶ月の変動が許容される。

注 2：プロジェクトの期間が 12 か月未満の場合、年次内部監査は不要である。

4.7.2 組織は、単一プロジェクト調達認証の場合、初回内部監査が認証機関による初回審査の前に実施されることを確実にしなければならない。マルチプロジェクト調達認証の場合、初回内部監査は、プロジェクトの認証範囲に追加される前に実施されなければならない。

4.7.3 プロジェクトに PEFC 認証を保有しないプロジェクトメンバーまたは PEFC 認証を保有しない外部委託サービス提供者が含まれている場合、組織は原材料や設置コンポーネントを取り扱う前に初期内部監査を実施しなければならない。

注：組織は、プロジェクトメンバーおよび／または外部委託サービス提供者の施設における監査が必要かどうかを評価しなければならない。その決定は、プロセスの規模、頻度、およびリスクに基づいて行われなければならない。

4.7.4 組織は、プロジェクト活動が有効な PEFC COC 認証の対象となっていないすべてのプロジェクトメンバーを内部監査の対象としなければならない。対象範囲は、活動の期間、リスク、および認証要求事項への潜在的な影響に応じて決定されなければならない。

4.7.5 組織は、内部監査が本規格のすべての要求事項への適合性を確実にカバーすることを確実にしなければならない。内部監査は少なくとも以下の事項をカバーしなければならない。

- a) プロジェクトマネジメントシステムの実施状況（文書化された手順および記録を含む）
- b) 認証済み、リサイクル材、または管理材の調達状況（供給者の認証主張の妥当性および管理材に対するデューデリジェンスプロセスを含む）

- c) プロジェクトメンバーによる原材料の調達、加工、および設置に関する認証要求事項の遵守状況（該当する場合）
- d) 認証主張および文書化（PEFC 認証主張の正確性の確認を含む）
- e) 不適合を特定し、是正措置を確立し、認証の完全性を維持するための予防措置を実施するためのプロセス

4.7.6 不適合領域が特定された場合は、是正措置および防止措置を確立しなければならない。

4.7.7 マルチプロジェクト調達認証を実施する組織が不適合を特定した場合、組織は、不適合の影響が特定のプロジェクトのみに影響を与えるのか、それともプロジェクト全体の調達に影響を与えるのかを特定し、不適合を是正するために適切な措置を講じなければならない。

4.7.8 組織の経営陣は、少なくとも 12 ヶ月ごとに内部監査および外部監査の結果をレビューし、特定された問題に対処するための適切な是正措置が確立されていることを確認しなければならない。12 ヶ月を超えるプロジェクトについては、再発防止とシステム全体のパフォーマンス向上のために、必要に応じてマネジメントシステムの改善を実施しなければならない。

4.8 苦情

4.8.1 組織は、PEFC プロジェクト調達認証に関連する苦情を処理するための手順を確立しなければならない。

4.8.2 組織は、書面による苦情を受領した場合、以下を実施しなければならない。

- a) 10 営業日以内に苦情申立人に苦情を正式に受領した旨の伝達
- b) 苦情を評価・検証し、苦情に関する決定を下すために必要なすべての情報を収集・検証
- c) 苦情に関する決定および苦情処理プロセスを苦情申立人への正式な伝達
- d) 必要に応じて、適切な是正措置および予防措置

4.9 不適合と是正措置

4.9.1 内部監査または外部審査を通じて本規格への不適合が特定された場合、組織は以下の措置を講じなければならない。

- a) 不適合に対応するための措置及び必要な場合、
 - i. プロジェクトの範囲内で問題を管理および是正するための措置を直ちに講じる。
 - ii. 影響を受ける原材料または認証主張の認証ステータスへの影響に対処する。
- b) 以下の措置により、不適合の原因を排除し、再発を防止するための更なる措置の必要性の評価
 - i. 特定のプロジェクトタイムライン内で不適合の性質をレビュー

- ii. 問題が原材料調達、文書の不備、プロジェクトメンバーのコンプライアンス遵守、またはその他のプロジェクト固有の要因に起因するかどうかを判断
- iii. 同じプロジェクト内または認証範囲内の他のプロジェクト内で同様の不適合が存在するかどうかの評価
- c) プロジェクト完了前に必要な是正措置を実施し、すべての PEFC 主張およびプロジェクト文書の有効性の確保
- d) 是正措置の有効性を検証し、最終的な認証主張が PEFC 要求事項への正確な適合性を行っていることを確認
- e) 必要に応じて、プロジェクト調達認証マネジメントシステムを調整

注：是正措置が実施されない場合、または効果がないと判断された場合、組織の経営陣は、必要に応じて、認証範囲からコンポーネントまたはプロジェクトを削除することを含む措置を検討する必要がある。

4.9.2 是正処置は、不適合の影響に応じて適切なものでなければならない。具体的には、以下の事項を考慮しなければならない。

- a) 問題がプロジェクト全体または特定のコンポーネントの認証請求に影響を与えるか
- b) 問題が 1 つのプロジェクトまたは複数のプロジェクトに影響を与えるか
- c) 不適合が単一の発生またはシステム全体のプロセス不具合に関連するか

4.9.3 マルチプロジェクト認証の場合、不適合はプロジェクトレベルで対処するか、不具合がマネジメントシステムに影響を与える場合はマネジメントシステムレベルで対処する必要がある。

4.10 プロジェクト認証における社会、健康、安全に関する要求事項

この条項には、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言（1998 年）に基づいた健康、安全、労働問題に関する要件が含まれる。

4.10.1 組織は、この規格で定義された社会的、健康的、および安全上の要求事項を遵守する取り組みを実証しなければならない。

4.10.2 組織は、以下の事項を実証しなければならない。

- a) 労働者が自由に団結し、代表者を選出し、雇用主と団体交渉を行うことを妨げられていないこと
- b) いかなる形態の強制労働または非自発的労働も行われていないこと
- c) 法定最低年齢、15 歳、または義務教育就学年齢のいずれか高い方の年齢に達していない労働者が雇用されていないこと
- d) 労働者が平等な雇用機会および待遇を否定されていないこと
- e) 労働条件が安全または健康を脅かしていないこと

5. 原材料および設置コンポーネントの識別

5.1.1 原材料の識別

5.1.1 原材料レベルにおける識別

5.1.1.1 組織または関連するプロジェクトメンバーは、原材料の納入ごとに、供給者から以下の情報を記載した文書を入手しなければならない。

- a) 供給者の識別情報
- b) 製品の識別情報
- c) 製品の数量
- d) 納入日、納入期間、または会計期間に基づく納入識別情報

5.1.1.2 PEFC 認証を主張して納入される原材料については、以下の追加文書を含めなければならない。

- a) 納入する PEFC 顧客である組織の名称、または関連するプロジェクトメンバーの名称
- b) 書類の対象となる各主張製品に付された PEFC 主張
- c) 供給者の PEFC-COC 認証書の認証番号

注 1：認証番号は、認証書を識別するための数字またはアルファベットの組み合わせである。

注 2：納入文書の例としては、必要な情報が記載された請求書または納品書が挙げられる。

5.1.2 供給者レベルでの識別

5.1.2.1 PEFC 認証を主張して納入されるすべての投入原材料について、組織、または該当する場合はプロジェクトメンバーは、PEFC ウェブサイト上で供給者が PEFC 認証を取得していることを確認しなければならない。

5.1.2.2 組織は、すべての納品書類が明確に記録され、プロジェクト内で追跡可能であり、プロジェクト期間全体にわたって内部監査および外部審査中に検証のためにすぐに利用できるようにしなければならない。

5.2 原材料の分類

5.2.1 すべての原材料は、受領後、該当する場合、主張の種類および提出された書類に基づき、以下のいずれかのカテゴリーに分類されなければならない。

- a) PEFC 認証原材料 – 5.1.1.2 項に従い、有効な PEFC 認定 COC 認証を保有する供給者から、有効な PEFC 主張を付して納入された森林又は森林外樹木産原材料。

- b) PEFC 管理材 – PEFC 認証供給者から、PEFC デューデリジェンスシステム（DDS）を実施に基づき、「PEFC 管理材」の主張を付して納入された森林又は森林外樹木産原材料。
- c) その他の原材料 – 組織がデューデリジェンスシステムまたは PEFC EUDR デューデリジェンスシステムを通じて、その原材料が問題のある出处に由来する「リスクが極少」と判断していない森林及び森林外樹木産原材料。

5.2.2 組織は、PEFC 管理材となるために、「その他原材料」として分類されるすべての原材料について、この規格の付属書 1 に従ってデューデリジェンスを実施しなければならない。

5.2.3 PEFC COC 認証を保有するプロジェクトメンバーが、その PEFC COC の対象となるプロジェクト用の原材料を調達および受け取る場合、そのメンバー自身の認証された COC システム内で分類を実施しなければならない。

5.2.4 PEFC 認証を保有しないプロジェクトメンバーがプロジェクトのために原材料を調達し、受領する場合、当該組織は以下の事項を実施しなければならない。

- a) 当該原材料が受領時点でマネジメントシステムに基づき分類され、プロジェクトで使用する前に裏付けとなる証拠が収集・検証されていることを確認する。
- b) その他原材料として分類された原材料は、本規格の付属書 1 に基づくデューデリジェンス要件を満たしていることを確認する。PEFC 認証を保有しないプロジェクトメンバーが管理する文書は、リスクが極小であること、および PEFC の問題のある出处を回避するための要求事項への準拠を証明するのに十分なものでなければならない。これには、文書化されたリスク評価結果、および該当する場合は是正措置の証拠が含まれなければならない。

5.2.5 各原材料が PEFC 認証材または PEFC 管理材として分類されていることは、納品から設置までの全工程において検証可能でなければならず、以下の事項によって裏付けられなければならない。

- a) 5.1 項に従った納品書類および供給者認証書の詳細。
- b) 各原材料とその分類状況を関連付ける追跡記録。この記録は、マネジメントシステム内で維持管理され、識別可能であること。

5.2.6 トレーサビリティがコンポーネントレベルで管理されている場合、各認証コンポーネントは、導入されているマネジメントシステムを通じてその原材料分類に結び付けられ、審査の裏付けとなる記録が維持されなければならない。

6. 原材料の追跡管理方法

6.1 一般

6.1.1 組織は、プロジェクト調達認証の範囲に含まれるすべての原材料について調達および受領の時点から最終的な設置に至るまで識別可能かつ追跡可能であることを保証しなければならない。

6.1.2 組織は、原材料フローの性質と意図する主張に応じて、認証内容を次のいずれかのレベルで決定できる。

- a) 設置コンポーネントレベル、または
- b) プロジェクト全体レベル

6.1.3 計算は 5.2 項の原材料分類カテゴリーに基づいて行われ、文書化され、一貫して適用されなければならない。

6.1.4 組織は、プロジェクト全体を通じて PEFC 認証の完全性を維持するために、建設プロセスの複雑さ、原材料フローの性質、およびその他原材料との代替または混合のリスクに適した管理方法を選択し、実施しなければならない。

6.1.5 組織は、原材料フローとプロセスの性質に応じて、物理的分離法またはパーセンテージ法のいずれかを採用できる。

6.1.6 組織は、原材料の性質、取り扱いプロセス、およびプロジェクトの規模に適した物理的および／または電子的システムを組み合わせ、トレーサビリティが維持されるようにしなければならない。

注：これらのシステムには、デジタル追跡システムまたは現場管理ソフトウェア、原材料登録簿、ログ、または設置スケジュール、現場でのラベル付け、タグ付け、または保管管理などが含まれるが、これらに限定はされない。

6.1.7 マイナーコンポーネントは、以下の条件を満たす場合に限り、認証率の計算から除外することができる。

- a) プレハブまたはモジュール式部材のプロジェクトサイト外での製造に使用されていないこと。
- b) それ自体が設置コンポーネントではないこと。

6.1.8 組織は、マイナーコンポーネントの使用を正当化しなければならない。

6.1.9 加工を行う場合は、管理方法に従って、認証原材料および管理材のトレーサビリティを維持する管理措置の下で加工を行わなければならない。

6.1.10 プロジェクトの認証内容は、6.2 および 6.3 項の該当する管理方法の要求事項に従って決定されなければならない。

6.2 物理的分離方式

6.2.1 物理的分離方式を適用する組織は、異なる原材料カテゴリーおよび異なる認証率をもつ原材料が、製造または取引プロセスのあらゆる段階において、分離または明確に識別可能であることを保証しなければならない。

注：物理的分離は、例えば、別々の保管、マーキング、製品特性または製造時間の区別など、原材料カテゴリーおよび認証率を識別できるあらゆる手段によって達成することができる。

6.2.2 組織は、異なる認証率をもつ原材料を投入する場合、投入原材料の認証率のうち最も低いものを生産品の認証率として使用しなければならない。

例：物理的分離法を用いて、同一の PEFC 製品グループにおいて、認証率が 100%、75%、70%の原材料を投入する組織は、生産品を 70%PEFC 認証であると主張できる。

6.2.3 PEFC 認証原材料と PEFC 管理材を投入する場合、組織は生産品を PEFC 管理材と主張しなければならない。

6.3 パーセンテージ法式

6.3.1 認証含有量の計算

6.3.1.1 組織は、以下の式に基づき認証率を算出しなければならない。

$$Cc [\%] = (Vc / (Vc + Vcm)) \times 100$$

(Cc: 認証率、Vc: PEFC 認証材の体積、Vcm: PEFC 管理材の体積)

注：認証率の計算では、中性原材料は考慮されない。

6.3.1.2 組織は、計算対象となるすべての原材料に使用される単一の計量単位に基づいて認証率を計算しなければならない。計算のために単一の計量単位に変換する場合、組織は一般的に認められている換算率および方法のみを使用しなければならない。適切かつ一般的に認められている換算率が存在しない場合は、組織は合理的かつ信頼できる換算率を定義し、使用しなければならない。

6.3.1.3 投入原材料／製品に PEFC 認証材料が一部しか含まれていない場合、認証率に相当する量のみを PEFC 認証原材料として計算式に入力しなければならない。残りの原材料は PEFC 管理材として計算に入力しなければならない。

例：「PEFC 認証 70%」と PEFC 主張されて納入された原材料 1t と、「PEFC 認証 100%」と PEFC 主張されて納入された原材料 1t を入力として使用する場合、6.3.3.1 の式を用いると、認証率は $Cc[\%] = ((700\text{kg}+1000\text{kg})/((700+1000)+300)) \times 100 = (1700/2000) \times 100 = 85\%$ の 85% PEFC 認証材となる。

6.3.1.4 算出された認証率は、PEFC 主張「X% PEFC 認証」におけるパーセンテージとして使用しなければならない。

注：本規格では、PEFC 認証製品の認証率を「X% PEFC 認証」という PEFC 主張で表示するために満たすべき認証率の最小閾値は定義していない。ただし、製品に PEFC 商標を使用するための最小閾値は、PEFC ST 2001 PEFC 商標規則 に定義されている。

6.3.1.5 組織は、パーセンテージ方式のパーセント値を移動平均パーセンテージの計算に用いることができる。

7. PEFC 主張の宣言と PEFC 商標の使用

7.1 PEFC 認証プロジェクトに対する PEFC 主張の宣言

7.1.1 組織は、本規格の要求事項に基づき、プロジェクトの範囲に含まれる森林及び森林外樹木産原材料についてのみ PEFC 主張を行わなければならない。

7.1.2 組織は、認識する限りにおいて正確であり、かつ PEFC プロジェクト認証でカバーされている PEFC 主張のみを行わなければならない。

7.1.3 組織は、申請プロジェクトについて PEFC 認証を主張してはならない。PEFC 認証は、完了したプロジェクトについてのみ主張をおこなわなければならない。

7.1.4 PEFC 主張は、消費者向け（BtoC）マーケティングまたはラベリングに使用してはならない。

注：PEFC 主張は、企業間（BtoB）コミュニケーションのみを目的としている。PEFC 主張は、顧客、請負業者、規制当局、またはグリーンビルディング評価システムとの間の責任ある調達に関するコミュニケーションを支援するために設計されたものであり、消費者への直接的な広告ではない。

7.1.5 PEFC 主張は、次のいずれかの方法で行わなければならない。

- a) プロジェクトレベル：定義されたプロジェクト範囲内において、プロジェクト全体の認証された成果を指す。または
- b) 設置コンポーネントレベル（プロジェクトで使用されるコンポーネントを対象とし、定義された管理方法と認証率計算に基づく）。

7.1.6 組織は、PEFC の要求事項に基づき、PEFC 主張のみを行い、主張の種類、管理方法、および裏付けとなる証拠が本規格の分類および計算要件と整合していることを保証しなければならない。

7.1.7 組織は、以下の PEFC 主張のみを使用するものとする。

- a) 100% PEFC 由来：PEFC 認証取得した供給者から納入された森林及び森林外樹木産原材料を含む設置コンポーネントおよび／またはプロジェクトについて、物理的分離方式を採用する PEFC プロジェクト調達認証保有者が使用する主張。当該供給者は、物理的分離を実施し、当該材料が 100% PEFC 認証森林由来原材料であることを実証する。
- b) X% PEFC 認証：PEFC 承認認証を取得した供給者から納入された森林及び森林外樹木産

原材料を含む設置コンポーネントおよび／またはプロジェクトに使用する主張で、
x% PEFC 認証」という PEFC 主張を付すか、または PEFC が承認した森林管理基準
に基づく PEFC 承認認証を取得した供給者から納入された森林及び森林外樹木産原材料
を含む設置コンポーネントおよび／またはプロジェクトに使用する主張。X%は PEFC
認証原材料の認証含有量を示し、残りの含有量は管理材でなければならない。

注：PEFC 承認システム主張は、PEFC ウェブサイトでオンラインを参照。

- c) PEFC 管理材: 組織がデューデリジェンス システムを通じて、その原材料が、問題のある
出処からのリスクが極小と判断したか、有効な PEFC COC 認証を保持している組織
によって PEFC 管理材の主張を付して組織に供給された森林及び森林外樹木産原材料を
含む設置コンポーネントおよび／またはプロジェクトに使用されているという主張

7.1.8 組織がプロジェクトまたは設置コンポーネントについて PEFC 認証を主張する場合は、必ず以下の情報を記載しなければならない。

- a) プロジェクトの調達認証の責任者としての組織名
- b) プロジェクト名または固有の識別名
- c) 該当する設置コンポーネントを含むプロジェクトの説明
- d) 文書でカバーされているプロジェクトまたは各設置コンポーネントに適用される PEFC
主張
- e) 組織の PEFC 認証書の認証番号

注：認証番号は、認証書固有の識別番号であり、数字または英数字の組み合わせで構成される。

7.1.9 組織は、PEFC 認証を主張する文書の種類を明記しなければならない。

7.2 PEFC 商標の使用

7.2.1 一般事項

7.2.1.1 PEFC 商標（PEFC ロゴおよびラベル、製品への表示、PEFC イニシャルなど）の使用は、PEFC ST 2001、「PEFC 商標規則 – 要求事項」、および本規格に適用されるすべての要求事項に準拠しなければならない。

7.2.1.2 組織は PEFC 商標ライセンス契約を締結し、PEFC 評議会または他の PEFC 国別管理団体から有効な商標ライセンスを取得しなければならない。

7.2.1.3 PEFC 商標ライセンス契約は、組織が PEFC プロジェクト調達認証書を取得後、PEFC 商標を使用する前に速やかに締結しなければならない。

7.2.1.4 組織は、製品外にも PEFC 商標を使用することができる。ただし、製品外での使用に関するあらゆるメッセージは、PEFC 評議会の承認を得なければならない。

7.2.1.5 組織は、プロジェクトで使用される原材料が問題のある出处に由来していると疑う、認識する、または根拠ある懸念を受け取った場合、直ちに PEFC 商標の使用を中止しなければならない。

7.2.2 完了したプロジェクト

7.2.2.1 組織は、PEFC ST 2001、PEFC 商標に関する要求事項、および本規格の適用可能な追加要求事項に記載されている PEFC COC 認証製品の PEFC 認証ラベルと同じ条件で、完了したプロジェクトが PEFC 認証を受けていることを伝えるために PEFC 認証ラベルを使用することができる。

注：PEFC ST 2001 に従い、製品に PEFC 商標を使用するには、製品（プロジェクトまたはプロジェクト範囲内の特定のコンポーネント）に含まれる森林及び森林外樹木産原材料の少なくとも 70%が、PEFC 認証を受けた持続可能な管理の森林またはリサイクル資源から調達されている必要がある。

7.2.2.2 プロジェクトの範囲がプロジェクト内のすべての森林及び森林外樹木産原材料を使用した設置コンポーネントを網羅している場合、PEFC 認証製品ラベルに付記するラベルメッセージは以下のとおりです。

- a) 「このプロジェクト（および該当する場合は、指定された部分）で使用される森林及び森林外樹木産原材料は、持続可能に管理された森林、リサイクル資源、および管理材から調達されています。」
- b) 「このプロジェクト（および該当する場合は、指定されたコンポーネント）は、持続可能に管理された森林および管理材からの原材料を使用しています。」
- c) 「このプロジェクトは、森林及び森林外樹木産原材料の責任ある調達とトレーサビリティを実証する PEFC プロジェクト調達認証を取得しました。」

注：完成したプロジェクトは長期間にわたって使用または展示される可能性があるため、PEFC 商標規則を遵守することを条件として、組織はプロジェクト終了後も PEFC ラベルを引き続き使用できる。これには、すべてのコミュニケーションおよび宣伝資料において、認証プロジェクトまたはプロジェクトの範囲に含まれる設置コンポーネントを明確に示すことが含まれる。

7.2.2.3 認証範囲の変更は、PEFC ラベルの継続使用前に認証機関による審査と承認を受けなければならない。

7.2.2.4 プロジェクト範囲がプロジェクト内の特定の森林及び森林外樹木産原材料を使用したコンポーネントに限定され、プロジェクト内の森林及び森林外樹木産原材料を使用した設置コンポーネントのすべてをカバーしていない場合、またはプロジェクト範囲内の特定の設置コンポーネントのみが製品使用において PEFC 商標の使用資格がある場合、組織は 7.2.2.2 で定義されるラベルメッセージにおいて、「プロジェクト」という語を PEFC ラベルが参照する特定の設置コンポーネントに置き換えなければならない。

7.2.2.5 組織が以前の要求事項で定義されたラベルメッセージ以外のものを使用する場合、PEFC 評議会の許可を得なければならない。

7.2.3 申請プロジェクト

7.2.3.1 組織は、本規格に定める以下の要求事項に従わない限り、申請プロジェクトまたは設置コンポーネントに対して、PEFC 商標を製品に使用してはならない。

7.2.3.2 組織は、申請プロジェクトに対して、森林及び森林外樹木産原材料の責任ある調達を確保するための検証済みのマネジメントシステムを導入していることを伝えるために、以下のメッセージを使用することができる。

- a) 「[組織名]は、この申請プロジェクトにおいて、森林及び森林外樹木産原材料に関する PEFC プロジェクト調達マネジメントシステムを有しています。」
- b) 「このプロジェクトは、森林及び森林外樹木産原材料に関する PEFC プロジェクト調達認証の申請資格を有しています。」

7.2.3.3 申請プロジェクトの対象範囲が、プロジェクト内で使用されている森林及び森林外樹木産原材料で作られたすべてのコンポーネントを網羅していない場合、7.2.3.2 a) のラベルメッセージは、プロジェクトの対象範囲に含まれる設置コンポーネントに関する以下の文言で補足されなければならない。

「[組織名]は、この申請プロジェクトにおける森林及び森林外樹木産原材料に関する PEFC プロジェクト調達マネジメントシステムを導入しており、[設置コンポーネント]を対象としています。」

7.2.3.4 申請プロジェクトの対象範囲が、プロジェクト内で使用されている森林及び森林外樹木産原材料で作られたすべてのコンポーネントを網羅していない場合、7.2.3.2 b) のラベルメッセージは、「プロジェクト」をプロジェクトの対象範囲に含まれる設置コンポーネントに置き換えるものとします。

「この/これらの[設置コンポーネント]は、森林及び森林外樹木産原材料に関する PEFC プロジェクト調達認証の申請対象となっています。」

付属書 1 デューデリジェンスシステムの要求事項

1. 一般

1.1 組織は、PEFC ST 2002:2020、第 7 章および付属書 1 に基づきデューデリジェンス システムを実施し、PEFC 主張を伴わずに提供された PEFC プロジェクトの投入原材料として使用される森林及び森林外樹木産原材料が、問題のある出处に由来するリスクを最小限に抑えなければならない。

1.2 組織は、PEFC ST 2002-1: 2025、PEFC EUDR DDS を代わりに使用することもできる。

1.3 PEFC 認証材および PEFC 認証材以外の原材料のいずれについても、内部または外部から投入原材料の起源に関して問題のある出处からのものとの根拠のある懸念が提起された場合、組織は PEFC ST 2002:2020 の付属書 1 の 4 に基づきこれらの懸念事項に対応しなければならない。

1.4 組織は、組織の PEFC プロジェクト調達認証でカバーされていない森林及び森林外樹木産の原材料/製品も対象としたコミットメントと手順を定義し、文書化し、実施しなければならない。組織が森林及び森林外樹木産の原材料/製品が違法な供給源（問題のある出处、3.7a）に由来していることを知った場合、または根拠のある懸念を受け取った場合は、付属書 1 の 4 に従って懸念が解決されるまで、市場に投入しないことを保証しなければならない。

2 違法な原材料の禁止

2.1 組織の管理下または影響下にあるプロジェクトに供給または設置されるすべての森林及び森林外樹木産原材料は、定められたプロジェクト調達認証範囲に含まれるかどうかにかかわらず、組織のデューデリジェンスシステムに基づき合法であることが証明されなければならない。

2.2 違法な供給源からの原材料は、プロジェクトの一環として調達、使用、設置、またはその他の方法で市場に投入してはならない。

2.3 組織の管理下または影響下にある原材料の合法性に関して確固たる懸念が生じた場合、デューデリジェンスシステムに基づき、当該懸念が調査され解決されるまで、当該原材料をプロジェクトで使用してはならない。

2.4 組織は、PEFC主張のない臨時的な原材料および／またはマイナーコンポーネントについては、その合法性を証明するための記録を保持しなければならない。

付属書 2 マルチ組織およびSMEグループプロジェクト組織によるプロジェクト調達認証要求事項の実施

1. 初めに

この付属書の目的は、複数の拠点のネットワークを通じて、または中小企業グループ組織として活動する組織における PEFC プロジェクト調達認証規格の実施に関する要求事項を示すことである。その目的は、認証評価によってプロジェクト調達認証の要求事項への適合性について十分な信頼性が得られ、認証が経済的および運用上の観点で実用的かつ実現可能であることを確保することである。

この付属書では、マルチサイトおよび中小企業グループプロジェクト組織に特に適用される、プロジェクト調達認証規格の実施に関する追加要求事項のみを規定している。

2. 定義

2.1 マルチサイト組織

マルチサイト組織とは、プロジェクト調達認証関連活動の計画、統制、および管理を担当する、明確に特定された中央機能（以下「中央本部」という）を有する複数の法人から構成される組織と定義される。これらの活動は、1 つ以上の参加組織にまたがって、すべて共通のプロジェクト調達認証マネジメントシステムの下で運営される。

2.2 SME グループによるプロジェクト調達（SME グループ）

SME グループによるプロジェクト調達（以下、SME グループ）とは、建設、改修、建築、土木、または芸術分野の事業を展開する独立した中小企業（SME）のネットワークであり、プロジェクト調達認証の取得および維持を目的として連携している。これらの企業は、プロジェクト調達認証活動の計画、統制、および管理を担当する明確に特定された中央本部の下で活動する。これらの活動は、参加する SME で全部または一部実施され、すべての SME は共通のプロジェクト調達認証マネジメントシステムの下で活動する。

3. マルチサイトおよび SME グループの資格基準

3.1 マルチサイト組織の適格基準

3.1.1 マルチサイト組織は単一の主体である必要はないが、すべてのサイトは本部と法的または契約上のつながりを持ち、共通のマネジメントシステムに従い、中央本部による継続的

な監視を受けなければならない。これは、中央本部が必要に応じてどのサイトでも是正措置を実施する権利を有することを意味する。該当する場合、中央本部とサイト間の契約にこれを明記する必要がある。

3.1.2 中央本部は、プロジェクト レベルで実施されるプロジェクト 調達認証マネジメントシステムの管理と維持に責任を持ち、すべてのプロジェクトにわたって規格のすべての適用可能な要求事項が満たされていることを保証する全体的な責任を負う。

3.2 SME プロジェクトグループの資格基準

3.2.1 中小企業 (SME) グループ プロジェクト認証書は、SME グループ参加者に代わって認証を管理する責任を負う組織に発行される PEFC プロジェクト調達認証書である。

3.2.2 SME グループの中央本部は、適切な業界団体、または、メンバーとなる予定のグループによってこの目的のために指名されるか、本規格の目的に沿って運営されるグループサービスを提供する、適切な経験を有するその他の法人とすることができる。また、中央本部はグループのメンバーの 1 人によって運営されることもある。

注: SME グループの場合、中央本部は「グループ主体」、サイトは「グループメンバー」と呼ぶことができる

3.2.3 中央本部は、プロジェクトレベルで実施されるプロジェクト調達認証マネジメントシステムの管理および維持に責任を負い、すべてのプロジェクトにおいて規格の適用可能なすべての要求事項が満たされていることを保証する全体的な責任を負わなければならない。

3.2.4 SME グループのすべてのメンバーは、中央本部と契約上のつながりを持ち、中央本部が管理する共通の PEFC 調達マネジメントシステムを持たなければならない。すべてのメンバーは、中央本部による継続的な監視の対象とならなければならない。これは、中央本部が必要に応じてどのサイトにおいても是正措置を実施する権利を有することを意味する。該当する場合、中央事務所とグループメンバー間の契約にこれを明記しなければならない。

3.2.5 参加メンバーは以下の条件を満たすメンバーに限定される。

- a) 従業員数が 50 人以下（常勤従業員相当）
- b) 売上高が 10,000,000 ユーロ以下（または同等）

3.2.6 SME グループプロジェクトは、以下の条件を満たす限り、複数の国にまたがって事業を展開することができる。

- a) グループは、参加メンバー全員の認証規格への適合を確保する責任を負う、法的に登録された単一のグループ主体によって管理される。
- b) グループは、共通の市場エリアまたは地理的に結びついた地域（EU、北米など）など、経済、規制、または市場の整合性によって正当化される、明確かつ一貫性のある地域的範囲内で事業を展開する。
- c) すべてのグループメンバーは、宣言された地域的範囲内に所在し、同一の規格、技術的要求事項、およびグループ手順に従う。
- d) グループ主体は、国境を越えて効果的な内部監視、研修、および文書化を実施する能力を示す。
- e) 国内法が実施に影響を与える場合、グループ手順は、国固有のリスクまたは義務に対応しなければならない。
- f) 認証原材料は、グループのマネージメントシステムの管理下に置かれ、認証内容の混在、二重カウント、または紛失を防ぐため、国境を越えて一貫した PEFC 主張、供給者の認証書、および納入文書が維持されなければならない。
- g) 参加国全体で内部監査を実施しなければならない。内部監査で適合性が確認されるまで、新規メンバーは参加してはならない。
- h) 中央本部は、各国固有のリスク、法的枠組み、トレーサビリティ要求事項を網羅したモジュールを補足し、すべてのメンバーに統一された研修を提供しなければならない。

3.2.7 グループメンバーはそれぞれ、個別認証を申請するか、マルチプロジェクト認証を申請するかを個別に決定しなければならない。各プロジェクトは、認証範囲に含める前に定義、文書化、および内部監査されなければならない。

4. 責任と権限

4.1 中央本部の機能と責任

中央本部は、以下の事項を実施しなければならない。

- a) 認証プロセスにおいて、マルチサイト組織および SME プロジェクトグループを代表し、認証機関とのコミュニケーションおよび関係構築を行う。
- b) 認証申請書および認証範囲（参加サイトのリストを含む）を提出する。
- c) 認証機関およびすべての参加サイト／メンバーとの契約関係を確保する。
- d) 認証範囲の拡大または縮小（参加サイトの範囲を含む）の申請を認証機関に提出する。
- e) 組織全体または SME プロジェクトグループを代表し、本規格の要求事項に従ってプロジェクト調達認証を確立および維持することを約束する。
- f) この規格に従ってプロジェクト調達認証を効果的に実施および維持するために必要な情報とガイダンスをすべてのサイトに提供する。

- g) この規格に従ってプロジェクト調達認証を効果的に実施および維持するために必要な情報とガイダンスをすべてのサイトに提供する
 - i 本規格のコピーおよび本規格の要求事項の実施に関するガイダンス
 - ii PEFC 商標規則およびその実施に関するガイダンス
 - iii マルチサイト組織の管理に関する中央本部の手順
 - iv 評価および監視の目的でサイトの文書および設備にアクセスする認証機関または認定機関の権利、ならびにサイトに関する情報の第三者への開示に関する、認証機関との契約条件
 - v マルチサイト認証におけるサイトの相互責任の原則に関する説明
 - vi 内部監査プログラム、認証機関による評価および審査の結果、ならびに個々のサイトに適用される是正措置および予防措置に関する説明
 - vii マルチサイト認証または SME プロジェクトグループ認証書、および認証の範囲およびサイトの対象範囲に関するその一部

注：「相互責任」とは、1 つのサイトまたは中央本部で不適合が見つかった場合、すべてのサイトで是正措置が実施されること、内部監査の増加、またはマルチサイト認証の取り消しが発生する可能性があることを意味する。

- h) すべてのサイトとの組織的または契約上の連携を確立する。これには、サイトによる本規格に従ったプロジェクト調達の実施および維持へのコミットメントが含まれなければならない。中央本部は、すべてのサイトと書面による契約またはその他の合意を締結しなければならない。これには、中央事務局が是正措置または予防措置を実施および実施する権利、ならびに本規格への不適合があった場合に認証範囲からサイトを除外する権利が含まれなければならない。
- i) マルチサイト組織または SME プロジェクトグループの管理のための文書化された手順を確立する。
- j) 中央本部およびサイトの本規格の要求事項への適合に関する記録を保持する。
- k) 3.2.2 に規定されている内部監査プログラムを実施する。
- l) 内部監査プログラムの結果、認証機関による評価および審査のレビューを含み、中央本部およびサイトの適合性のレビューを実施する。必要に応じて、是正措置および予防措置を確立し、実施された是正措置の有効性を評価しなければならない。

4.2 サイト/グループメンバーの機能と責任

マルチサイト組織および SME プロジェクトグループに所属するサイトは、以下の責任を負わなければならない。

- a) 本規格に従ってプロジェクト調達要求事項を実施および維持すること。
- b) プロジェクト調達要求事項およびその他の適用される認証要求事項への適合に関するコミットメントを含む、中央本部との契約を締結すること。

- c) 正式な審査やレビューに関連するか否かを問わず、中央本部または認証機関からの関連データ、文書、その他の情報に関するすべての要求に効果的に対応すること。
- d) 中央本部が実施する内部監査および認証機関が実施する審査が適切に完了するよう、サイトの設備へのアクセスを含め、全面的に協力および支援すること。
- e) 中央本部が策定した関連する是正措置および予防措置を実施すること。

5. 検査と統制

5.1 内部監査プログラム

内部監査プログラムは、以下の事項を規定しなければならない。

- a) 認証機関の審査が開始する前に、プロジェクト調達プロセスの実施状況を遠隔で検証可能な場合は、すべてのサイト（中央本部自身の管理機能を含む）を、現地または遠隔で監査する。
- b) 認証機関がプロジェクトの認証範囲の拡大プロセスを開始する前に、新規サイトの監査を行う。